

南紀白浜空港の駐機場をご利用される皆さまへ

平素より南紀白浜空港をご利用いただき誠にありがとうございます。

南紀白浜空港駐機場の駐機区画（以下「スポット」という。）は数が限られており、安全かつ効率よくご利用いただくため、また特定の航空機によるスポットの占有を防止するために下記のとおり運用しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. スポット使用の予約申込み

当空港のスポットの使用を希望される場合は、空港運営会社へ事前の予約申込みが必要になります。予約申込みの方法等は以下のとおりです。

スポット数が限られているため、スポット使用希望日の状況によってはお受けできない場合がございます。ご不便をおかけし申し訳ございませんが予めご了承ください。

【スポット使用予約申込方法等】

申込先	(株)南紀白浜エアポート 運用・保安グループ
申込方法	電話のみ（電話番号：0739-42-2348）
受付時間	7:30～20:00（年中無休）
受付期間	スポット使用予定日の1か月前からスポット使用当日までの間

スポット使用の予約完了後、南紀白浜空港使用届（第1-1号様式）の提出をお願いいたします。

当該届出の提出につきましては、下記様式をダウンロードのうえ事前に記入いただくか、もしくは空港到着時に南紀白浜エアポート事務所にて記入いただき、ご提出をお願いいたします。

[様式：南紀白浜空港使用届（第1-1号様式）](#)

2. スポット使用の予約上限日数

スポットを予約できる上限日数は、1機体あたり最大7日間（1日のスポット予約時間が24時間未満の場合は1日として計算します。）を限度とします。

当初予約を受けつけた後の追加予約申込みは、当空港を離陸し他空港に着陸した時点で予約受けをするものとします。ただし、当初予約の日数と追加予約の日数の合計が7日間未満の場合はこの限りではありません。

3. 駐機可能期間

当空港での連続駐機期間は最大7日間（6泊7日）とします。ただし、気象条件、地震等災害、機体の不具合により、当空港から他空港への離陸が困難である場合はこの限りではありません。その場合、離陸できない理由及び離陸予定日時を明記した上で気象条件等による

駐機期間延長届出書（別紙様式）を提出いただき空港運営会社と協議くださいますようお願いいたします。

気象条件等による駐機期間延長届出書（別紙様式）

4. 駐機スポットの指定

機体の駐機は必ず空港運営会社が指定したスポットに駐機いただきますようお願いいたします。

5. 夜間駐機の機体固定

夜間駐機をする場合は、タイダウンリングにより機体を固定していただきますようお願いいたします。

6. 制限区域への立入り

空港制限区域への立入は原則、航空機の離着陸時のみとなっております。

機体の整備等の理由で制限区域に立入る必要がある場合は、スポット予約申込み時に空港運営会社にご相談ください。

7. 着陸料・停留料

着陸料等のお支払いにつきましては、原則、到着後に南紀白浜エアポート事務所にてお支払いいただきますようお願いいたします。

なお、お支払いにつきましては現金のみとなっておりますのでご了承ください。

南紀白浜空港の着陸料・停留料

8. その他

上記以外の項目でご不明な点は、空港運営会社にご相談いただき、空港運営会社から指示・条件等があった場合は、その指示等にさせていただきますようお願いいたします。

なお、空港運営会社からの指示・条件に違反した場合は、空港の使用の停止、その他必要な措置を命ずることがあります。